

各 都道府県知事 殿
市町村長

厚生労働省老健局長
〔 公 印 省 略 〕

介護保険関係事務における個人番号の紐付けの点検について（依頼）

介護保険制度の円滑な運営について、平素より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。デジタル庁から御連絡があったとおり、今般、マイナンバーの紐付けに誤りのある事案が複数発生していることを踏まえ、政府では、マイナンバー情報総点検本部を設置し、マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度等について、紐付けが正確に行われているか確認を行うこととなりました。

これを踏まえ、介護保険関係事務に関しても、別添調査項目について御回答いただくよう管内市町村及び広域連合等に周知いただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村及び広域連合等の回答を取りまとめの上、7月21日（金）17時までに御回答いただきますようお願いいたします。その際、本件については、各自治体の番号制度主管課と情報共有のうえ御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 調査内容について

- 別添の調査票の内容について御回答ください。
- 複数の市町村で広域連合を構成して保険者運営を行っている場合には、構成市町村、広域連合のそれぞれから調査票を御提出ください。
 - ・ まず、構成市町村・広域連合等間で調整し、Q13を回答ください。
 - ✓ Q13で①に該当がある場合、構成市町村がQ1からQ12までを回答
 - ✓ Q13で②に該当がある場合、広域連合等がQ1からQ12までを回答
 - ✓ Q13で③に該当がある場合、構成市町村及び広域連合等の双方がQ1からQ12までを回答
 - ・ また、広域連合が回答する場合、調査票中の「組織内の住基システム」については、「構成市町村への照会」と読み替えてください。

2. 提出期限及び提出先

提出期限：令和5年7月21日（金）17時

宛先メールアドレス：rouken-keikaku@mhlw.go.jp

3. 提出方法

下記の記載例にならってメール件名及びファイル名を付けて御提出ください。

(1) メール件名の付け方について

メール件名：**【都道府県】2307 マイナンバー調査回答**

(2) ファイル名の付け方について

ファイル名：**【都道府県】2307 マイナンバー調査回答**

(3) 回答に関して

広域連合等により保険者運営を行っている市町村は、「組織名」欄について、都道府県コード・都道府県名・市町村名の後に「(広域)」と記載してください。

(4) 回答の取りまとめに関して

各都道府県におかれましては、管内市町村及び広域連合の回答を集約していただき、記載の提出先まで御回答をお願いいたします。

その際、各市町村等から提出のあったエクセルファイルの「一覧用」と記されたシートの上2行目をコピーし、それらを一覧としたエクセルファイルを提出いただきますよう、お願いいたします。

厚生労働省老健局介護保険計画課

担 当：新井、中山

電 話：03-5253-1111（内線：2164）

メール：rouken-keikaku@mhlw.go.jp

マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目

Q1-1【市町村問】当該団体の住民（住民基本台帳に記載されている者）における各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

- ① 該当の機能を導入している（Q2以降は上記以外の者（住登外者等）に対する調査としてご回答ください。）。
- ② 上記機能を導入していない（業務システムを導入していない場合を含む。）。

Q1-2【都道府県問】当該団体の住民（都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者）における各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携（※）によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

- ① 該当の機能を導入している（Q2以降は上記以外の者に対する調査としてご回答ください。）。
- ② 上記機能を導入していない（業務システムを導入していない場合を含む。）。

※ 一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。

Q2 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。
- ③ 定める予定である（ 年 月）。
- ④ 定めていないが、制度所管省庁の紐付け業務に関するマニュアル・ガイドライン（事務処理要領）等がある。

※ 以降の調査項目では、マニュアルの規定内容を回答するのではなく、業務の実態をご回答ください。

Q3 各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。

- ① 求めている。
- ② 求めていない。（Q6へ）

Q4 本人以外（事業主等）からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。

- ① 事業主等から提出された場合でも、J-LIS 照会等によりマイナンバーを確認している又は本人から提出されたマイナンバーを事業主等が確認書類により確認している。
- ② 確認していない（事業主等がマイナンバーを確認書類による確認を求めていない場合も含む。）。
- ③ 本人以外（事業主等）からの届出は無い。

Q5 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ（マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類）に基づき、マイナンバーを取得しているか。

- ① 必ず上記方法により取得しており、確認書類が揃わないこと等によりマイナンバーを取得できない場合は紐付けない。（Q10へ）
- ② ①以外の方法により取得している。

Q6 マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。

（注）当該団体の住民と住民以外で取り扱いが異なる場合も含め、該当があるものすべてを選択してください。

- ① 住基ネットの利用（J-LIS照会）により確認している。
- ② 組織内の住基システム等により確認している。

Q7-1 住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所（住民票等の記載内容と完全一致（※）している場合に限る。以下同じ。）全部の情報により、住基ネットの利用（J-LIS照会）や組織内の住基システムからマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。

（※）住所表記のゆれ（例：5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3）は完全一致とみなす。

- ① 取得している。
- ② 取得していない。

Q7-2 氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。

- ① 氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報によりマイナンバーを取得している。
- ② 紐付けを行わない。（Q9へ）

Q7-3 【Q7-2において①と回答した場合】氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。

- ① 決めている。
- ② 決めていない。

Q7-4 【Q7-3において①と回答した場合】その情報はどれか。（該当箇所全て選択）

- ① 漢字氏名
- ② カナ氏名
- ③ 生年月日
- ④ 性別
- ⑤ 住所

Q8-1 氏名・生年月日・性別・住所のうち一部の情報により、住基ネットの利用（J-LIS照会）や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。

- ① 組織で定めた別途の方法（※）に基づき対応している。
（別途の方法の概要（マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等）

を記載のうえ補足資料があれば提出をお願いします。)

- ② 具体的に定めた方法はなく、担当者に事実上任されている。(Q9へ)
- ③ 紐付けを行わない。(Q9へ)

(※)「別途の方法」の例

例1 当初のマイナンバー照会の際には用いなかった本人確認4情報を追加的に用い、複数担当者・複数回による確認を経て、最終的には本人確認4情報全てにより特定

例2 住所として表示された場所にマイナンバーを照会する文書を送付し、マイナンバーを確認 等

Q8-2 【Q8-1において①と回答した場合】別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。

- ① 必ず別途の方法で、本人として特定できた者に限り紐付けしている(特定できなかった場合については紐付けしていない)。
- ② 別途の方法で、本人として特定できなかった者についても紐付けを行っている場合もある。

Q9 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。

- ① 複数職員で確認している。
- ② 上記以外の場合であって、システム上、承認する理由を記載させるなど記録が残るようにしている。
- ③ ①以外の場合であって、完全一致していないが、紐付けたことを記録として残している。
- ④ 特に記録を残したり、別の職員が確認したりしていない。

Q10 過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり(各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む。)、それを国(制度所管庁)への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。

- ① 事例はない。
- ② 事例はある。原因も特定されており、改善されている(概要を添付してください。)
- ③ 事例はある。原因も特定されているが、改善されていない(概要を添付してください。)
- ④ 事例はある。原因が特定されず、改善されていない(概要を添付してください。)

<<以下、介護保険関係追加問>>

Q11 第二号被保険者について、マイナンバー閲覧対象事務に係る紐付けを行っているか。また紐付けを行っている場合、どのようなタイミングに紐付けを行っているか。

- ① 第二号被保険者の資格取得のタイミングに紐付けを行っている。
- ② 被保険者証の交付のタイミングなどに紐付けを行っている。
- ③ 紐付けは行っていない。

Q12 2017 年 11 月 13 日（マイナポータルの本格運用開始日）以降に、住登外者（住所地特例対象者）となった者について、マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を、どのように実施しているか。

- ① 住登者であった際に紐付けたデータをそのまま利用している（改めての紐付け作業は実施していない）
- ② 住所地特例に係る各種届出の契機に再度紐付けを実施している（被保険者からの住所地特例適用届、施設からの施設入所連絡票又は他市町村からの他市町村住所地特例者連絡票の提出があったとき）
- ③ その他

【Q13 は広域連合等及びその構成市町村のみご回答ください】

Q13 マイナポータル閲覧対象事務における紐付け業務をどのように実施しているか。

（注）当該団体の住民と住民以外で取り扱いが異なる場合も含め、該当があるものすべてを選択してください。

- ① 構成市町村において紐付けを実施し、その情報が自動的に連携されている。
（→該当する場合、構成市町村が Q1～12 を回答してください）
- ② 広域連合等において住基ネット（J-LIS 照会）へマイナンバーを照会し、広域連合等において紐付けを実施している。
（→該当する場合、広域連合等が Q1～12 を回答してください）
- ③ 広域連合等において構成市町村へマイナンバーを照会し、広域連合等において紐付けを実施している。
（→該当する場合、構成市町村・広域連合等の双方が Q1～12 すべて回答してください）

マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目回答シート

回答者情報

制度等	福祉・介護(介護保険)	◆リストから選択(厚労省で入力)
組織区分		◆リストから選択
属性	なし	◆マイナポータル閲覧対象事務において、同制度内に、マイナンバーと紐付ける管理情報が複数ある場合等(厚労省で入力)
組織名		◆入力 ※自治体の場合は都道府県コード・都道府県名・市区町村名を空白を入れず入力。郡名は省略。(例:14神奈川県相模原市)
担当部署名		◆入力
回答責任者役職		◆入力 ※課長級以上の役職の方が回答責任者となり、回答内容に担当者ごとのバラつきがないようにお願いいたします。
回答責任者氏名		◆入力
連絡先氏名		◆入力 ※不明点がある場合の問い合わせ先の記入をお願いいたします。
電話番号		◆入力
メールアドレス		◆入力

情報未入力あり

未回答あり

調査項目への回答

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
1-1	(市町村の場合のみ回答) 当該団体の住民(住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。	
1-2	(都道府県の場合のみ回答) 当該団体の住民(都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携(※)によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。 ※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。	
2	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。	
③を選択の場合、予定年月を記載してください。		
3	各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。	
4	本人以外(事業主等)からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。	
5	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ(マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類)に基づき、マイナンバーを取得しているか。	
6	マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください) (注)当該団体の住民と住民以外で取り扱いが異なる場合も含め、 該当があるものすべてを選択してください。	①住基ネットの利用(J-LIS照会)により確認している。 ②組織内の住基システム等により確認している。
7-1	住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所(住民票等の記載内容と完全一致(※)している場合に限る。以下同じ)全部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。 ※住所表記のゆれ(例:5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3)は完全一致とみなす。	
7-2	氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。	
7-3	【Q7-2において①と回答した場合】 氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。	
7-4	【Q7-3において①と回答した場合】 その情報はどれか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①漢字氏名 ②カナ氏名 ③生年月日 ④性別 ⑤住所

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
8-1	氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。	
	①を選択の場合、「別途の方法」の概要を記載してください。 (マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等)	
8-2	【Q8-1において①と回答した場合】 別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。	
9	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。	
10	過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり(各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む。)、それを国(制度所管庁)への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。	
11	<以下11~13は介護保険関係問です> 第二号被保険者について、マイナンバー閲覧対象事務に係る紐付けを行っているか。また紐付けを行っている場合には、どのようなタイミングに紐付けを行っているか。	
12	2017年11月13日(マイナポータルの本格運用開始日)以降に、住登外者となった者(住所地特例対象者)について、マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を、どのように実施しているか。	
13	<p>【広域連合及びその構成市町村のみご回答ください】 マイナポータル閲覧対象事務における紐付け業務をどのように実施しているか。 (注)当該団体の住民と住民以外で取り扱いが異なる場合も含め、該当があるものすべてを選択してください。</p>	<p>①構成市町村において紐付けを実施し、その情報が自動的に連携されている。 →構成市町村がQ1~12を回答してください</p> <p>②広域連合において住基ネット(J-LIS照会)へマイナンバーを照会し、広域連合において紐付けを実施している。 →広域連合がQ1~12を回答してください</p> <p>③広域連合において構成市町村へマイナンバーを照会し、広域連合において紐付けを実施している。 →構成市町村及び広域連合の双方がQ1~12を回答してください</p>

各都道府県・政令指定都市マイナンバー制度担当部（局） 宛

デジタル庁 マイナンバー情報総点検本部

個人情報とマイナンバー（個人番号）の紐付けに係る実態調査について（共有）

日頃より、マイナンバー制度の適正な運営にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

マイナンバーの紐付けに誤りのある事案が複数発生していることを踏まえ、政府全体で総点検と再発防止を強かに推進することを目的として、2023年6月21日にデジタル庁にマイナンバー情報総点検本部が設置されました。マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度等について、個人情報とマイナンバーの紐付けが正確に行われているか、必要な点検を行うこととしております。まずは、7月中に各制度の現場におけるマイナンバーの紐付け作業の実態把握を行い、その結果を踏まえ、個別データの点検が必要なケースの整理を行う予定です。

つきましては、制度所管省庁から、制度担当部局へ調査表をお送りする予定であることをご承知おきください。追って制度所管省庁が調査表を発出の後、その旨、改めてデジタル庁から貴部局へ再度ご連絡いたします。

なお、都道府県におかれましては、この旨を管内市町村（特別区を含む。指定都市を除く）に周知いただきますようお願いいたします。

また、詳細な記載方法は、制度所管省庁からの通知をご覧くださいと存じますが、記載にあたっての全体的な留意点等について下記に記載いたします。

ご多用のところ恐縮ですが本調査にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 記載にあたっての留意点

- ・ 調査表の回答においては、回答の選択に迷う場合や一部で対応できていない紐付け事務がある場合には、より紐付け業務について対応できていない選択肢を選択するなど、より慎重な選択肢を選択するようお願いいたします。
- ・ 集計作業の効率化等のため、エクセルの入力規則に従って入力するようお願いいたします。既に組み込んでいる関数などは編集しないようご注意ください。
- ・ 回答いただく際には、紐付け実施機関として責任を持った回答をお願いいたします。

2. これまで把握されている個人情報とマイナンバーの紐付けの誤りの原因（例）

①紐付け実施機関が住基ネットの利用（J-LIS 照会）等により、対象者のマイナンバーを取得する際に住所を含まないカナ氏名及び生年月日のみを用いて照会を行い、マイナンバーを取得していた。

住基ネットの利用（J-LIS 照会）等により同姓同名の情報が出力された場合、カナ氏名及び生年月日に加え、氏名、住所情報等を活用してマイナンバーを特定する必要があるが、十分な確認が行われないうまま、個人情報にマイナンバーが紐付けられていた。

<連絡先>

デジタル庁マイナンバー情報総点検本部

TEL : 03-4477-6775

E-Mail : ██████████
██████████
████████████████████